

◎新潟県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和6年4月12日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 148号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字西川原字ヲトシ853番から 同市上刈五丁目1238番15まで	新	(A) 8.8～26.3メートル	5,269.4メートル
糸魚川市大字西川原字ヲトシ853番から 同市大字中谷内字川原田1242番1まで		(B) 11.0～62.0メートル	2,170.5メートル
糸魚川市大字西川原字ヲトシ853番から 同市上刈五丁目1238番15まで	旧	8.8～26.3メートル	5,269.4メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道西中糸魚川線と重用